

【八戸市内企業様向け】 移住支援金の支給対象法人を募集します！

～移住支援金の対象求人登録のご案内～

東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から八戸市に移住し、青森県のマッチングサイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載する求人により新規就業した方等に対し、移住支援金を支給する事業を実施しています。

「あおもりジョブ」に移住支援金対象求人を登録していただける企業様を募集していますので、是非ご検討ください。



移住支援金とは？

東京圏から八戸市へ移住し、就業した方の経済的負担を軽減するため、移住支援金（最大100万円）を支給する事業です。

青森県 運営

マッチングサイト
「あおもりジョブ」は
こちら ⇒



八戸市移住支援金支給事業の対象者（主な要件）

- 〔移住元〕 東京23区在住者又は通勤者（通算5年以上）
- 〔移住先〕 八戸市
- 〔移住時期〕 転入後1年以内の方
- 〔就業〕 青森県のマッチングサイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載する求人により新規就業した方

◎求人登録から移住者への移住支援金支給までの流れ



対象求人の要件

対象法人の要件※を満たす法人が募集する、以下の要件を満たす求人が対象となります。

- 週20時間以上の無期雇用契約
- 就業場所が、八戸市内に所在する事業所、又は八戸圏域町村内（三戸郡及びおいらせ町）に所在する事業所で八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置する事業所であり、申請日から5年以内に県外への転勤の可能性がないこと。

※求人の要件のほか、対象法人の要件がありますので、詳細は裏面の登録申請書（「様式9」の2（1））にてご確認ください。



登録方法



- ✓裏面の「マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書」をご記入のうえ、FAXまたはメールにて下記申込先（あおもり移住支援事業マッチング事務局）まで送付ください。
- ✓あおもりジョブに求人情報が未登録の場合は、求人票の写しも併せてご提出ください。

申 込 先	あおもり移住支援事業マッチング事務局（あおもり人財確保推進センター） TEL:017-775-7075 FAX:017-775-7076 E-mail:aomori_ijushien@ims-hirosaki.com
お問合せ	八戸市商工労働まちづくり部産業労政課 雇用支援対策グループ TEL:0178-43-9038 FAX:0178-43-2146 E-mail:sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

あおもり移住支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		フリガナ	
法人名		法人の代表者氏名	
本社所在地	〒	電話番号	
法人番号			

【添付書類】「現在事項全部証明書」を添付してください。

2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

（1）国が定める共通要件

官公庁等でない （又は第三セクターのうち、出資金 10 億円未満もしくは地方公共団体から補助を受けている法人である）	はい	いいえ
資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業ではない （又は資本金概ね 50 億円未満の法人であって市町村長の推薦に基づき知事が必要と認めた法人である）	はい	いいえ
みなし大企業（※1）でない。	はい	いいえ
本社が東京圏（※2）のうち条件不利地域（※3）以外の地域にある法人ではない（又は本社所在地は条件不利地域を除く東京圏にあるが、勤務地限定型（東京圏への転勤可能性がない）社員を採用する法人である）	はい	いいえ
雇用保険の適用事業主である。	はい	いいえ
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない。	はい	いいえ
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	はい	いいえ

（2）移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

1 あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。	誓約する	誓約しない
2 マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。	誓約する	誓約しない

（3）民間求人サイト等への求人情報及び企業情報の提供について

「あおもりジョブ」に掲載した求人情報及び企業情報については、求職者への広報のため、民間求人サイト等に掲載することとしています。 この申請書をもって、当該サイト等に掲載することに同意したものとみなします。詳細は、県ホームページをご覧ください。

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、次の a～c のいずれかに該当する法人とする。

a 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

b 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

c 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人

ただし、2.（1）の 2 番目の要件を満たす法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。

※2 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

※3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市除く）をいう。